

豊中市妊産婦・乳幼児健康診査等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市が実施する妊産婦及び乳児を対象とする健康診査等のうち、個別健診において市長が交付する受診券等が利用できなかったことにより、当該健康診査等を自らの費用負担で受診した者に対し、その費用の全部または一部を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象とする健康診査等)

第2条 この要綱においては、以下の健康診査等を助成の対象とする。

- (1) 豊中市妊婦健康診査実施要綱に基づく妊婦健康診査
- (2) 豊中市産婦健康診査実施要綱に基づく産婦健康診査
- (3) 豊中市新生児聴覚検査実施要綱に基づく新生児聴覚検査
- (4) 豊中市乳幼児健康診査実施要綱に基づく乳児一般健康診査（1か月児健康診査）
- (5) 豊中市乳幼児健康診査実施要綱に基づく乳児後期健康診査

(助成対象者)

第3条 この要綱の対象者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 妊産婦健康診査においては当該健康診査を受診した妊産婦本人、新生児聴覚検査及び乳幼児健康診査においては受診児童の保護者で、健康診査等の受診日に豊中市に受診者の住民登録がある者又は市長が特に必要と認めた者
- (2) 妊婦健康診査においては妊婦健康診査受診券（兼結果通知票）、産婦健康診査においては産婦健康診査受診券（兼結果通知票）、新生児聴覚検査においては新生児聴覚検査受検票（兼結果通知票）、乳児一般健康診査（1か月児健康診査）においては乳児一般健康診査（1か月児健康診査）受診票（兼結果通知票）、乳児後期健康診査においては乳児後期健康診査受診票（兼結果通知票）（以下「受診券等」という。）の交付を受けていたにも関わらず、健康診査等の受診時に当該受診券等を使用することができなかった者

(助成金額の算定方法)

第4条 助成金額の算定方法は、それぞれの健康診査等の実施要綱に規定する健康診査の項目に係る費用について、健康診査1回の受診毎に、助成対象者が実施医療機関等以外の医療機関または助産所に支払った額と別表に定める額とを比較して、いずれか少ない額を採用し、総和したものとする。

2 助成対象者が、国外で健康診査等を受診したため、1回の受診毎に要し

た費用が外貨で示される場合のレート換算は、第5条の規定により助成金の交付申込を行う日の外国為替換算率（公益財団法人日本関税協会ホームページ掲載の週間為替相場）を用い、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（助成金の交付申込）

第5条 助成金の交付を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、豊中市妊産婦・乳幼児健康診査等助成金交付申込書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない

- (1) それぞれの健康診査等の実施要綱に規定する項目に係る費用を支払ったことを証する書類
- (2) 健康診査等を受診した際に使用することができなかった受診券等
- (3) 母子健康手帳等、健康診査等の結果の記録

2 申込者が、国外で健康診査等を受診したため、前項第1号に規定する書類が外国語で記載されている場合は、申込者の費用でこれを日本語に翻訳し、かつ、翻訳者の名前・連絡先を記載した書類を、市長に提出しなければならない。

3 交付申込は、当該妊娠・出産にかかる児童が出生した日から起算し2年を期限とする。ただし、流産または死産の場合は、助成金の交付申込みを行う妊婦健康診査または産婦健康診査の最終受診日から起算し2年を期限とする。

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条の交付申込があったときは、その内容を審査し、助成金を交付する場合にはその額を決定し、豊中市妊産婦・乳幼児健康診査等助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金を交付しない場合には豊中市妊産婦・乳幼児健康診査等助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 市長は、第4条の豊中市妊産婦健康診査・新生児聴覚検査助成金交付申込書を受理しその内容が適正であったときは、申込者が指定する金融機関の口座に振り込むことで、助成金を支払うものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表

健康診査等	助成金の上限額
妊婦健康診査	豊中市妊婦健康診査実施要綱別表1に定める額
産婦健康診査	豊中市産婦健康診査実施要綱別表1に定める額
新生児聴覚検査	豊中市新生児聴覚検査事業実施要綱第5条に定める額
乳児一般健康診査(1か月児健康診査)	豊中市乳幼児健康診査実施要綱第7条に定める額
乳児後期健康診査	豊中市乳幼児健康診査実施要綱第7条に定める額

附 則

- 1 この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から実施し、各健康診査等の最終受診日が令和6年(2024年)4月1日以降であるものから適用する。
- 2 豊中市妊婦健康診査受診費助成金交付要綱(平成18年4月1日制定)及び豊中市産婦健康診査受診費助成金交付要綱(平成29年10月1日制定)は、廃止する。但し、最終受診日が令和6年(2024年)3月31日以前であるものについては、なお従前の例による。
- 3 廃止前の豊中市妊婦健康診査受診費助成金交付要綱及び豊中市産婦健康診査受診費助成金交付要綱並びに改正前の豊中市新生児聴覚検査実施要綱の規定による様式については、当面の間、本要綱の規定による様式とみなす。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。